

スポーツ安全保険の概要

1 スポーツ安全保険とは

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体を対象に、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険を一括契約した補償制度です。

2 補償対象となる事故の範囲

日本国内で、活動計画に基づき団体活動を行っている間と、その活動場所への移動中に発生した事故を補償します。※自動車運転中の事故は、被保険者自身のケガのみが障害保険の対象となります。

- (1) 傷害保険：急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償。
- (2) 賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償。
- (3) 突然死葬祭費用保険：突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償。

3 保険期間

4月1日 ～ 翌年3月31日

※年度中途の加入の場合は、入会日以降の手続き完了日から保険開始し、保険期間は翌年3月31日までとなります。

4 補償額

傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 5億円 対人賠償 1人 1億円	葬祭費用 180万円

※入院・通院について治療日数、1日目から補償されます。

5 保険料

800円（里山の会年会費で負担しています）

6 事故時の連絡先

東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー 0120-789-085
(安芸区農林課082-821-4946へもご一報ください。)

詳しい内容については（財）スポーツ安全協会 HP

(<https://www.sportsanzen.org/hoken/index.html>) でご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。